

# 「自由民主政論」の現代的誘意性

中 谷 義 和\*

## 目 次

1. はじめに
2. 資本主義とリベラリズム
3. 批判的民主主義論の視点
4. 結 び

## 1. はじめに

第1次大戦後の一世紀の世界は「戦争・革命・動乱」の時代であった。この世紀にアメリカは資本主義の、また、ソ連は社会主義の覇権国として台頭し、第2次大戦後に独立した多くの旧植民地国は新興国として固有の資本主義化の「道」を歩みだしただけでなく、欧州圏諸国はリージョン規模の統合を目指した。だが、今や、アメリカのヘゲモニーは相対的に衰退し、ソ連は解体している。また、EUは統合の力学を弱めている。他方で、中国はヘゲモン化することでアジア・太平洋圏の経済地理学的緊張構成国の位置にある。そして、「グローバル化」のなかで主権型国民国家を基軸とする「国際秩序」像の修正が迫られるに至っている。さらには、こうした変動期の世界にあって新型コロナウイルスがパンデミック化し、人為的脅威とは別の人類的対応が求められる状況にもある。世界史は常に変動の過程であるが、現局面の世界は地殻変動ともいべき流動化状況のなかで、新しい秩序を求めて呻吟しているように見える。

---

\* なかたに・よしかず 立命館大学名誉教授

グローバル化をめぐるには「懐疑論」にも根強いものがあるし、世界秩序の形状変化をめぐるには米中主軸型移行論や多極化と無極化論に、あるいは、脱「中心-周辺」型グローバル化論に認め得るように、グローバル世界の形状について理解が共有されているわけではない。これは、リアリスト派やリベラル派が、起伏はあるにせよ資本主義の新自由主義的グローバル統合を不可避であると見なす一方で、「構成主義派」は地域的に分化したモザイク状の世界を展望していることにもうかがい得ることである<sup>1)</sup>。他方で、新自由主義的市場経済のグローバル化のなかで、国内的にも国際的にも、地域間矛盾と経済的偏差や国民内格差が拡大するなかで民衆の不満もグローバル化している。これは2020年大統領選挙における「アメリカ合衆国」国民の分極化状況にも認め得ることである。さらには、グローバル・ガバナンスに占める NGO などの非国家アクターの活動も重視されるようになってきている。

こうしたグローバル化の新局面において、新自由主義的市場経済を基盤とする「市場(型)民主政 (market democracy)」の機能様式が改めて問われている。これは、新自由主義の経営主義的合理性の原理において「公開性」や「説明責任」といった立憲主義の基本的代表原理が企業主義的行政原理に代替され「管理型民主政 (managed democracy)」の傾向を強くしていることを意味する<sup>2)</sup>。それだけに、この方向に対抗し、政治の改革の方向が模索されてもいるし、現存の権威主義的社会主義とは別の「民主主義」像が検討されだしてもいる<sup>3)</sup>。これは、現存「社会主義」がひとつの

1) Raffaele Marchetti, *Global Strategic Engagement: States and Non-State Actors in Global Governance*, Lexington Books, 2016: 158-60.

2) Wendy Brown, "We are all Democrats Now," in *Democracy in What State?*, translations from the French by William McCuaig, Columbia University Press, 2012: 47-48; Sheldon Wolin, *Democracy Incorporated: Managed Democracy and the Specter of Inverted Totalitarianism*, Princeton University Press, 2008.

3) かつて、B. ムアーは、労働者の無力感は現実の制度と体制が再検討され、その再編の方向が提示されることで軽減を期し得るとの示唆的論述を残している。Barrington Moore, *Injustice: The Social Bases of Obedience and Revolt*, Random House, 1979: ch.14.

歴史的「実験」であると言えるにせよ、また、社会主義のモデルであるとする自己規定が繰り返されているにせよ、中国は「国家権力」による資本主義化の過程を辿っているだけに（「権威主義的・官僚主義的資本主義国家」化）、民主的政治社会生活の理念型とはなり得ないという判断に立脚している。というのも、多くの論者が指摘しているように、例えば、中国の「社会主義国家」は国有企業を留めているにせよ、「自由民主主義」を欠いているだけでなく、労働組合を含めて市民社会の構成要素が共産党の「伝導ベルト」化していると認識されているからである。それだけに、その今後の展開次第では「グローバル民主政」像の展望という点で重要な構成要素となり得るにせよ、その批判的検討が求められてもいる。

現代のサイバネテックス型「産業革命」と“デジタル化”にともなう“監視型資本主義社会”の時代のなかで国際的再生産関係はグローバルな変容の過程にあるが、他方で、政治・経済的にも宗教・文化的にも統合と分離の、あるいは、包括化と個別化の力学的運動に服してもいる。この運動においても「国家」は、なお、国際関係の主体の位置にあることに変わりはない。それだけに、「国民国家」は民主政の基本的拠点となり得るし、ならざるを得ない。これは、「国家」が国際政治の基軸的構成要素であるだけに、その組成と構造が国際関係の構成と変容の要因とならざるを得ないことを意味する。換言すれば、国際関係の動態はヘゲモンの外交政策やその相互関係に左右されるところが大きいにせよ、また、グローバル化のなかで他国民との対応や少数民族の運動が国際政治の規定要因となる傾向を強くしているにせよ、当該国民の個別の意向が、なお、国際政治の基本的構成要素であることに鑑みると、「国家」の外交策が国際関係の方向を変える契機となり得ることになる。

## 2. 資本主義とリベラリズム

いずれの「国家」であれ、社会経済のシステムと政治の諸関係とが接合

することで“容器”化する。この点では「資本主義国家」も同様であって、基本的には、「市場」原理を基軸とする政治と社会経済の関係論的節合体として実在している。この「国家」は社会経済的人格間関係を政治的關係によって凝集し、個別の社会経済的諸審級を「国家」の理念において重層的に接合している。これは、「国家」が諸関係を「馴致－順応 (acclimatization-adaptation)」機能においてシステム化することで一定の形状を帯び得ることを意味する。「国家」とは、一定の空間的規模で区画化された関係論的総体の表象であるが、この表象が物象化し得るのは、関係論的総体の人格的存在を「国民」という概念をもって総称していることによる。この関係論的空間において住民は「国民」に包括されるとともに、この関係論的総体に自らの社会的実在を投射することで「国民国家」は一定の形状を帯び得ることにもなる。また、「国民」としての自己存在の帰属感は何らかの間主観的理念やイデオロギーの共有に発することであって、例えば、アメリカの場合には自由主義的資本主義の理念が修辞化していることに負う。これは、そのナショナリズムが共通のエスニックな契機というより、リベラリズムの理念を紐帯としているだけに、他の理念と原理に対する強い反発感が統合の心理と理念として作動することによる。だが、リベラリズムを精神的・文化的紐帯としているにせよ、その実践的倫理と政策は多岐化しているだけに、階級と人種を異に亀裂と対立の契機を地域的に強く留めていて、選挙時には争点化せざるを得ない。

近代の政治理念からすると、「共和政 (主義), republicanism)」は君主政や貴族政という「封建国家」の基軸理念と体制との対抗概念として再興起し、また、「自由主義 (liberalism)」は政治的・経済的社会編成の理念として浮上している。両者は「自由 (freedom)」を共通項とすることで「共和主義的自由主義 (republican liberalism)」ないし「自由主義的共和主義 (liberal republicanism)」として生成し、これが、理念型的には、「資本主義国家」の政体 (憲政) に埋め込まれている。だが、「共和」と「自由」の両概念は理念史的には同一範疇に属するわけではないし、政体の「共有」

という民主政の契機と経済活動の「自由」という資本主義の原理とは緊張関係にあり、両者の“調和”をめぐる多様な論理と修辞が「資本主義国家」の展開史に不断に潜勢している。

「資本主義国家」の種差性は経済的（再）生産関係の接合形態の多様性に負うことではあるが、その政治関係の一般的形態は「経済的自由主義」原理を反映せざるを得ないだけに「自由主義国家」として現れる。これは、経済活動の人格的結合関係が、少なくとも形式的には、経済的アクターの“自主的”判断に依拠しているという主観主義と依存関係の社会観の擬制と実際に立脚していることによる。この脈絡において、「国家権力」は類型を異にする社会経済的諸審級を集合的に接合する「最終審級」として「公的」性格を帯び、「民主政」という憲政の統治原理において法制と行政を強制する。

「国家」において諸関係が組織的に接合されるためには、何らかの構成原理のみならず正統（当）化原理が求められる。これは、所与の社会経済システムの構造化の妥当性が説得力を帯び得るためには、イデオロギーや「言説」が構成要素とならざるを得ないことを意味する。前者は信念や展望の理念を基底とする妥当性の主張であるのにたいし、後者は一定の理念の体系化の所産である。両者を截然と区別することは困難であるにせよ、所与の社会経済的関係と「関係間」化の形態化の理念として正統（当）化と組織化の観念的機能を果たしている。それだけに、また、正統化機能には「期待 (desirability)」を「実現可能性 (feasibility)」に転化し得るとする政治的操作が不断に求められることにもなる。

「国家」は、存在論的には、「政府 (government)」を統治機構とすることで現実化する。この関係論的総体は軍事・治安機構を物理的強制力とし、経済社会と政治の組織（化）との複合的編成をもって“容器”化する<sup>4)</sup>。その編成が空間化するのには、「国家権力」が所与の社会経済を法制

---

4) Michael Mann, "The autonomous of the state: Its origins, mechanisms, and results," *Archives of European Sociology* 25, 1984: 185-213.

と統治組織をもって政治的に区分するという政治機能によることである。また、諸関係は何らかの「正統化言説」を媒介としていて、「資本主義国家」の場合にはリベラリズムが基軸的イデオロギーとなる。だが、社会経済運動は力学的過程に服しているだけに、所与の体制イデオロギーと社会経済関係との軋轢を内在せざるを得ない。これは、社会経済の移行期には政治的介入が強化されることにも認め得ることであり、この場合には、「正統化言説 (legitimizing discourse)」の修正を迫られることにもなる。

組織(化)の機能においては、何らかの「原理」のみならず、イデオロギーや言説が「関係」化と再「関係」化の理念となるだけに、それ自体が「相対的自律性」を帯びていて、規範的・倫理的契機となることで所与の体制の正統化機能を果たすことになる。これは、イデオロギーや言説は「価値」を内在していて、間主観的人格関係と政治過程の精神的・理念的触媒となることを意味する。この脈絡において、政治過程は物理的自然過程とは異なり、順向性や逆向性を、あるいは、両者の対抗関係を帯びたイデオロギー過程とならざるを得ない。この視点からすると、関係論的「国家論」には現実的「関係」の過程分析のみならず、その媒介理念や「正統化言説」の分析が求められることにもなる。

「資本主義」は利潤の最大化を組織化原理としている。それだけに、この「国家」は、理念的的には、「経済的自由主義」と「政治的自由主義」を媒介理念とする重層的節合体制として現れる。両次元は法的・政治的次元と社会的・経済的経営次元に分離しつつも、「国家」において複合化している。これは、社会的(再)生産関係が「自由主義」の理念を機制原理としているのみならず、交換関係の形式的平等を人格間の関係化の法的機制としているだけに、政治の制度と過程は形式的参加の「平等」を「民主政」の体制原理とせざるを得ないことになる。それだけに、また、「社会的存在」の“自由”の観念は経済的・経済外的強制の“自由”とのみならず、その“解放”の理念とも結びつき得る。これは、「自由」の理念が強制の“自由”と「解放(自由化)」という両義性を帯びることを意味する。

だが、「自由」観が「解放」の理念と結びつき得るためには「社会的自由（social freedom）権」がその前提条件とならざるを得ない。というのは、人々の「社会性（sociality）」の概念からすると、他者に自己を確認するわけであるから、各人の自由は他者との相互関係を変えることでしか実現され得ないからである。換言すれば、「不自由」の認識の共有をもって「自由」の社会経済的条件を形成することが求められるわけであるから、「自由化（解放）」という目的の共有を基盤とする「連帯」の原理を不可避とせざるを得ないことにもなる。だが、「自由」で「平等」な社会が形式化されているにせよ、格差や差別は実在している。こうした現実社会経済関係に発しているだけに、その対応には「社会的自由権」の実質化が求められることを意味する。この視圈からすると、民主化には「国家装置」や代表システムの改変のみならず、社会経済関係の不断の民主化が求められることにもなる。

リベラリズムは、社会的・政治的「特権」の制度化からの「解放」の“必要”に発し、その“要求”が資本主義の社会経済的組織原理となることで組織化と機能的合理性が作動した。だが、資本主義の展開は（再）生産関係の構造的変容を呼び、諸矛盾を噴出させたことで「自由民主政」の理念は資本主義の「改良」と抵抗の拠点ともなった。また、リベラリズムは「自由主義」を出生証明としているだけに社会的差別を論難し、消極的であるにせよ、労働組合にも許容的とならざるを得なかったし、政府は社会福祉策も採用せざるを得なかった（リベラリズムの「社会民主的展開」）。それだけに、「自由民主」の原理は“中立的”ではあり得ず、自らの価値や規範をめぐる対立を不可避とした。これは、「自由民主政」が資本主義の保守の正当化論となるだけでなく、住区や職場といった「現場」のみならず、「国民国家」が民主化の拠点ともなり得ることを意味する。

「要求（demands）」や「欲望（wants）」は主観的意欲に発し、「必要（needs）」の意識と結びつく。この意識は所与の社会経済的・政治的關係に発するという点では客観的ではあるが、他者の目的に従属的である点で

は操作的でもある。「要求」と「欲望」も「必要」に発し、所与の社会経済的關係において相関化し、社会化しているだけに、その充足は他者との協力と協同を媒介とすることなしには、また、批判的視点を欠いては実現され得ない。ここに「民主政」における「連帯」の契機が浮上することになる。

民主政は「参加」を要件としている。これは、少なくとも制度的には、公正な「参加」の機会を欠くと民主政は機能し得ないことを、また、「不参加」は時間と費用や責任からの「自由」であるにせよ、他者の決定を甘受し、「無責任」化せざるを得ないことを意味する。それだけに、“逃走”型「自由」から自律的「自由」の自覚化には「参加」を媒介とする自発的討議が求められることになる。「参加民主政」論や「批判的民主主義論」はこの文脈に位置し、討論や協議を媒介とする「民主的公共性」の形成ないし「公共性の民主化」の基点となり得る。だが、社会経済關係の越境化の深化は「国際公共空間」の認識を強くしたが、他方で、新自由主義による「公共圏」の解体と「反連帯主義」の「挑戦」を受けることで民主化の放物線は下降しだし「ネオデモクラシー」ないし「市場（型）民主政」の状況にあるともされ<sup>5)</sup>、「自由民主政」論の再考を求めることにもなった。

<[ネリスティック全体論的個人主義]> 資本主義的「自由」の観念が所与の支配秩序として領導され、通念化することで資本主義経済は実効的に作動することになった。だが、その過程は単線的にはなく、諸勢力と諸階級の対抗と連帯の力学的軌跡を辿っている。とりわけ、「自由」の理念が各人の人格的敬意の「平等」観と結びつくと、社会成員の「参加」の「平等」によって「自由」の新展開が期され「民主政」論の検討という課題が浮上する。これは近代の理念と制度化の歴史に赤い糸のごとく底流していることである。というのも、「民主政」という言葉で政治参加が表象されるだけでなく、「憲政」ないし「政体」の構成原理やその制度化が、あるいは、統治

5) Klaus von Beyme, *Rightwing Populism: An Element of Neodemocracy*, Spring, 2019.

の現実様式が問われることにもなったからである。これは、民主政によって権力が正統的に行使されるにせよ、「自由」の理念からすると「正当化可能性 (justifiability)」という問題が浮上せざるを得なかったことによる。

資本主義社会の間主観的人格間関係においては、各人は「道具主義」の結合関係として現れ、「所有的個人主義」観において断片化型社会像が図像化する。だが、この社会が諸関係の総体であることに鑑みると、各人はこの有機的「全体」<sup>ホリズム</sup>の個人的主体にほかならない。ここに「全体論的個人主義 (holistic individualism)」の概念や「連帯」の契機と潜在力が伏在している。「全体論的個人主義」の概念は方法論的個人主義や方法的全体論<sup>コレクティブイズム</sup>（集団主義）の分析的理論とは地平を異にし、社会的総体において個人の自由の実現を期そうとする規範的・目的意識的地平に位置している。というのも、「集団主義」は「利益集団」論に認め得るように、目的団体型結合関係に立脚しているのにたいし、「全体論的個人主義」は「国民国家」という、ひとつの関係論的総体において個人の自由（「社会的自由」）を、さらには、グローバル規模の民主政を展望する理念にほかならないからである<sup>6)</sup>。また、「国家」や「民族」の名において、あるいは、特定の個人や集団を全体利益の体现者（「公的人格」<sup>プブリック・パースン</sup>）とすることで住民を「独裁」体制に包括したり、自律的市民団体を政治権力のコントロール下におこうとする「全体主義 (totalitarianism)」の理念と運動や体制とも類型を異にする。

この視点から「自由」の観念と「民主政」の理念とを交差させると、両者は二律背反的というより、緊張関係のなかの補完的作用に服していることになる。というのも、「自由」の理念の制度化には民主政による機制が求められるからである。それだけに、「自由」の理念が「統治」のための“包摂”の原理と制度として「民主政」を掣肘するだけでなく、「民主政」をもって「平等」の社会経済条件の制約を排除することで各人の「自由」

---

6) Axel Honneth, *The Idea of Socialism: Toward a Renewal*, translated by J. Ganahl, Polity, 2017: 28–29.

の展開を期し得ることにもなる。だから、「自由」と「民主政」をめぐる対抗と抵抗は、保守と変革の理念と運動として現れざるを得ないことにもなる。これは、民主政によって「自由」を実現しようとする運動が歴史の牽引力となったことに認め得ることである。また、政治的・社会的権利は民主政の一般的条件とされているわけであるから、そのための現実的要件が「何も存在していない」わけではない。

### 3. 批判的民主主義論の視点

「民主政」という言葉は普遍的概念として人口に膾炙しているとはいえ、その構図は理念型に留めおかれているだけに、また、権力は埋められるべき空間であるだけでなく、この空間と民衆の期待とは乖離しているとの認識において空虚な表象に過ぎないと見なされる場合も多い。さらには、特定の「国家」の「民主的体制」をもって帝国主義的植民地策や侵略が、また、不平等と不自由の現実の体制が擁護され、「所与」視されることにもなった。それだけに、また、民主政の現実との乖離を埋めようとする意識を喚起させることにもなる。これは、「民主政」とは未完の事業であり続けるし、個別の現代において有意性を帯びていることを意味する。

「資本主義」は「魔術からの解放」をもって経済組織の合理性（化）を強制し、資本主義的自由主義において人格間関係を規律し、市場主義の機能的合理性において社会秩序を体制化した。これが社会の自然過程と見なされると、所与の体制が「自然」視され、社会分析の方法は「科学」化の認識と結びついて社会経済関係の「量化」が期されることになるし、「脱（反）政治化」が潮流化することにもなる。この脈絡において、各人の自己実現の「自由」という問題は所与の体制の枠内における選択肢の範囲に留めおかれ、これを超える価値は「無定形」視され、あるいは「社会病理」的現象と見なされるとともに、政治は行政の経営学的合理性の論理に服すると判断されることで、民主政の実践的意味は空疎化することにもな

る。

他方で、この体制は「自由民主政」を基本理念とし、これを社会経済的・政治的編成の基軸的編成原理としているだけに、批判の自由の原理を社会発展の契機に措定している。すると、「資本主義国家」は自由市場の経済的機能性と「自由民主政」の体制原理との複合的構成において実在していることになる。この意味からすると、「自由民主政資本主義国家」は、原理的にも制度的にも、不安定な「矛盾<内>統一」の関係論的総体にほかならないことになる。というのも、「個人的自由権」というリベラリズムの原義的規範原理と「人民主権」という「集合的自由」観とは不断の緊張関係を内在しているからであって、両者の理念と制度化をめぐる運動は民主政の理念史に根強く底流し、弁証法的力学過程に服している。

<「発展的民主主義」論> 「民主政」とは“人民の支配（権力）”のことであるにせよ、規範的には、「個人の自由」の換喩的表現でもある。各人は言葉を媒介にすることで生活過程と相互関係を自覚し、消極的であれ積極的であれ、所与の外的条件に再帰的に対応している。この営為は習慣化しているだけでなく、目的論的意識に発する場合も多い。「自由民主政」が「正統化言説」となるだけでなく、現状の改革論と結びつくとき社会経済システムと政治的代表制の批判的検討を求めることにもなる。これは、「自由民主政」の理念と体制が「自由」の政治化を代表原理としているだけに、その理念と“現実”との乖離の認識を呼ばざるを得ないことを意味する。

近代リベラリズムは「政治」と「社会経済」の両次元を分離しつつも、「国家」において両者を包括している。この関係論的分離において、資本主義は労働力を「擬制商品」とするとともに、労働力を「使用価値」として「商品」化することで経済関係は「商品」所有者の「自由」な交換関係として現れる。この機制において資本主義社会の人格間関係は、少なくとも形式的には「自由」で「平等」な体制を外被とせざるを得ない。また、新自由主義的経済原理によって効率性や収益性が強調され、政治の行政化

の傾向を強めると、「自由民主政」の基本原則である法的平等や政治的・市民的自由の内実は空疎化し、政治の「脱民主化 (de-democratization)」が趨勢化することになる。

資本主義の(再)生産システムは「自然人」のみならず「法人」による「所有 (property)」システムを体制原理としているだけに、「法人」が「自然人」化し、法人中心型社会経済関係が成立する。これは、「所有権」が政治的・法制的「関係」概念であって、排他的所有物(商品)の交換は「自由」市場を媒介とし、法人を含む「人格」間関係として現れることを意味する。また、(再)生産関係と交換関係は巨大法人型資本主義形態に組成されているだけに、「国家」の政治機能は「法人」型社会経済関係の維持を目的とし、その「圧力」に服さざるを得ないことになる。この脈絡において、「私人」の政治的有効性感覚は減殺されることにもなった。

資本主義的(再)生産関係において「労働力」も「擬制商品」化するのは、「個人」に「固有<sup>プロパー</sup>」の「能力 (property)」が「商品」化するからである。こうした商品市場型社会は「効用」の最大化を志向する「獲得型社会 (acquisitive society)」像に立脚し、「利潤」の量的増大と生産性の向上とが等視され、社会の福祉の質的改良に連なると見なされることになった。この経済観において資本主義的生産関係が正当視され、政治社会は所有権を保全するための「合理的方策」とされることになった。この社会経済像においては「自由競争」が「効用」の最大化を期すための社会技術であり、経済活動の自発的活性剤であると、また、その諸矛盾は市場社会において解決されると、そして、政治空間はその保全装置であると見なされることにもなった。これが「資本主義的自由主義社会」の基本的図像である。

各人の生産活動は生産手段の所有形態と規模において社会カテゴリーを異にするし、格差と不平等を不可避ともする。「不平等」は、各人が自らの能力を展開し得る「自由」を制約するが、これは「実力主義<sup>メリトクラシー</sup>」の所産とされ、また、経済の社会的格差は「社会ダーウィニズム」をもって“進化”の不可避の所産として正当化される。だが、「効用」の原理は費用の

縮減を求めるにせよ、経済的「不平等」は社会的格差と結びつくだけに、経済的にも人的活力を萎縮させ、ひいては経済活動の展開要因を阻害する。

C. B. マクファーソン（Macpherson, 1911-87）の「発展的民主主義（developmental democracy）」論の理論的特徴は、人々の社会的存在性を前提に、その記述的・規範的理論化を目指したことにある。これは資本主義的市場型存在論に「所有的個人主義（possessive individualism）」の原基を認めるとともに、「消極的・積極的自由」という「2つの自由」観を切り離したり、対抗させるのではなく、両者の複合化の理念を媒介とすることで獲得型資本主義的「所有」形態からの解放を展望したことに認め得る<sup>7)</sup>。というのも、「自由」論は階統型政治の正統化論になり得るだけでなく、権威主義体制の反論ともなるにせよ、消極的「自由」観のみでは政治権力の民主的転換は期し得ず、「自己発展（self-development）」には政治の相対化の認識において積極的に介入する「自由」が必要とされるからである。この理解が有意性を帯び得るのは、社会的存在は諸関係の制度化において実在しているわけであるから、「民主政」の理念からすると、人格的自由と集合的意思形成とは分離し得ず、論理的にも実践的にも、相関化せざるを得ないからである。換言すれば、「公／私」の領域は不可分の可変的關係にある

---

7) マクファーソンの民主主義論については次を参照のこと。Philip Hansen, *Reconsidering C. B. Macpherson: From Possessive Individualism to Democratic Theory and Beyond*, University of Toronto Press, 2015; Frank Cunningham, *The Political Thought of C. B. Macpherson: Contemporary Applications*, Palgrave Macmillan, 2019. マクファーソンの政治哲学をめぐるハンセンとカニンガムの意見交換については、『カナダ政治学会誌 *Canadian Journal of Political Science*』の49巻3号（2016年）を参照のこと。なお、マクファーソンは1933-35年にLSEで修士の院生として在籍し、H. ラスキの指導を受けている。また、当時、ラスキの援助を得て同大学に亡命していたF. ノイマン（Neumann, 1900-54）と親交を深くし、彼のドイツの経験や社会主義と革命論の影響を受けたとされる。次を参照のこと。K. Dahlquist, "The Young Macpherson on the Transition into Socialism and the Rise of Fascism," *Canadian Journal of Political Science* 51 (2), June 2018: 405-24, at 412-13. なお、ノイマンは1936年にコロンビア大学（米国）に転任し、54年に自動車事故で亡くなっている。

し、私的自由が公的自由の基礎であることに鑑みると、各人の自律性を消極的自由にのみ留めるのではなく、積極的自由と複合化することで「権力」を自己実現の創造的自由の手段に転化し、社会的個人の再生を期すべきことになる。これは「市民的グローバル・ガバナンス」論にも妥当することであって、社会経済的関係の越境化を踏まえて、「自由」の地平をグローバルに展望することが求められることにもなる。

<「市民的公共性」論> マクファーソンは資本主義的「所有」に各人に固有の「力」(能力)の他者への「転置」を読み取り、「発展的民主主義」を展望したが、「フランクフルト学派」の「批判理論」も資本主義の批判的検討という点で課題の認識を共有している<sup>8)</sup>。

フランクフルトの「社会研究所」は1923年に創設され、M. ホルクハイマー (Horkheimer, 1895-1973) が1931年に所長に就任後、この研究所に集う研究者たちを「フランクフルト学派」と総称されることになった。その特徴が「批判理論 (critical theory)」と呼ばれることになったのは、「道具的理性 (*Instrumentelle Vernunft*)」の形式的合理性の批判を共通にしたことによる。この理論はフランクフルト学派の第二世代の代表者と目されている J. ハーバーマス (Habermas, 1929-) に継承されている。彼は「啓蒙の弁証法」というベシミスティックな現代世界観から離脱し、立憲民主政の「言説理論 (discourse theory)」を展開している。これは、言論・出版・表現の自由を含む人権原理が、少なくとも形式的には、近代市民社会の構成原理とされているだけに「熟議」を基礎とする共同参加によって「自由」の実現を期そうとするものである。この視点からすると、「コミュニケーション的行為」は言葉による権力の正統化機能を果たすのみならず、自由民主政の「公共圏」として、その創出の実践的舞台ともなり得ることを意味する。

---

8) 「批判理論 (critical theory)」については次を参照のこと。Albrecht Wellmer, "On Critical Theory," *Social Research* 81 (3), Fall 2014; Peter M. R. Stirk, *Critical Theory, Politics, and Society: An Introduction*, Pinter, 2000.

ハーバーマスは、資本主義の関係がネットワーク化することで「コミュニケーション的行為」の社会空間に「構造転換」が起こり、生活世界が資本主義的近代化の「植民地」と化したとする。この「植民地」化を克服する方途を自由民主政の深化に求めたのは、「資本主義国家」が、少なくとも形式的には、私的・個人的権利の自律性と公的権力の民主的規制機能を基本的人権原理としているだけに、「市民的公共圏」の再生と深化の拠点となり得ると見なしたからである。この理念は「市民社会（civil society）」論とも重複する。というのも、「市民社会」が権力の「伝動ベルト」や特定政党の支持基盤となるだけでなく、議会制民主政が「公共圏」に依拠しているだけに、民主化の社会的基盤ともなるからである。これは文化・福祉・環境保全・平和などの目的と運動にも認め得ることであって、「国家権力」に対する自立的抵抗と社会的連帯の拠点ともなり得ることを意味する。だが、コミュニケーションが言葉を媒介とする日常的慣行であり、この過程において基底価値が共有されることを踏まえると、「市民的公共圏」が民主的有意性を帯び得るためには批判的言説のみならず、「公開性」や「説明責任」などの議会制民主政原理の実質化が求められることにもなる。そのためにも、「コミュニケーション的行為」が必要とされるのは、社会が間主観的対話を媒介としているからであって、議会制民主政が公開性や説明責任の原理と実践を欠くと、所与の制度と政治過程の合意導出の機制に留まらざるを得ないことになる。それだけに、「コミュニケーション的行為」は批判的で自律的個人の「熟議（討議）型参加民主政」論と結びつかざるを得ない。とりわけ、マスメディアの批判的社會媒介機能が重要な位置を占めることになる。というのも、議会制民主政が「審議」と「公開性」を欠くと、「市民社会」は自律的意思形成の契機のみならず、「決定」の正統性の根拠を失うことで選挙民は代表制の有効性感覚を欠落させることにもなるからである。

「批判理論」からすると、自律的個人が「敵対的（antagonistic）」ではなく「論争的（agonistic）」主体として「熟議」に参加し、「平等」や「公正」

について、また、その実現の方途について討議すべきことになるが、そのためには、人格的平等や相互尊重の原理が求められることにもなる（「熟議民主政 (deliberative democracy)」の原理）。というのも、「自／他」の区別を「友／敵」に還元すると排除の論理と結びつき、「敵／スケープゴート」戦略に訴えられることで「独裁」の正当化論に転化するからである。

確かに、「ヘゲモニー」は所与の支配的關係に発するにせよ、また、政治と政策とは含意を同じくするにせよ、政策化は政治の所産であることに鑑みると、熟議を媒介とすることで「対抗ヘゲモニー」が「説得力」を帯び「政策」と結びつき得ることになる。そして、「理性」は自己展開の契機であるだけでなく、間主観的討議を媒介とすることで社会的に共有されるだけに、社会の歴史的展開の起動力となり、これを牽引する。すると、「市民的公共性」論は、権力への無力感に発する黙従やアパシーを克服し、「脱（反）政治的政治状況」からの脱却という点で「自由民主政」の現代的課題を提示していることになる。

マクファーソンの「自由」の概念とハーバーマスの「私的／公的自律性 (private/public autonomy)」の概念は立論の視圏を異にしているにせよ、「発展的民主主義」論と「熟議型参加民主政」論とを複合することで「自由民主政」の現代的地平を展望し得ることにもなる。というのも、「所有権」は法的・政治的保全に発するし<sup>9)</sup>、「所有」の観念は人格間関係の歴史の所産であることを、また、大企業型（再）生産が社会化していることを踏まえると、「商品市場」のコントロール形態は多様であり得るだけでなく、「所有」形態は個人的・法人的所有のみならず社会的所有もあり得るし、経済的ネットワークには多様な形態もあるだけに、それぞれの形態や複合形態に関する「熟議」は「市民的公共圏」の「場」となり得るからである。

「市民的公共性」の概念は、J. デューイ (Dewey, 1859-1952) の民主的

---

9) 「政法は人間に自由をあたえた。市民法は所有権をあたえた」(モンテスキュー『法の精神』第26篇15章、根岸国孝<訳>「世界の大思想16」河出書房新社、395頁)。

「公衆」論やコミュニタリアニズムの革新派とされる Ch. テイラー（Taylor, 1931-）の「言葉の動物（language animal）」論とも重なる。というのも、デューイは、「大社会」状況においてはコミュニケーションを媒介に私的個人間の「相関作用」が空間的に拡大し、関係論的にも深化するだけに、間主観的な「共通意思」を軸とする「連帯」志向型の「公民」が形成されると見なただけでなく、「視圈内目的（end in view）」観から、目標は確定的ではなく、不断の再定式化の過程であると認識していたからである。また、テイラーが言葉を媒介とする他者とのコミュニケーションに「自己存在」を確認するための再帰的契機を読み取っているかぎりでは、革新的コミュニタリアニズムは、社会存在の始原性と不可避性の認識から人的紐帯の民主的展開を期し得ると判断したことになる。

社会空間が「所有的個人主義」の人格間関係の基本的要素であることに鑑みると、また、「資本主義国家」の構成が諸関係に埋め込まれ、「権力」関係として網状化し、あるいは、ハビトゥス化（権力と権威の構造的日常化）していることを踏まえると、批判的民主主義論から資本主義の現代的再編論として浮上した「新自由主義」<sup>ネオリベリズム</sup>的経済社会の再編策の再考が求められることになる。というのも、「新自由主義」は消費主義的獲得社会の社会経済的文化を再起動させ、自己利益型競争関係を強制することで社会的連帯の契機を弱めることになったからである。これは、政治のシンボル操作も作動することで、非正規雇用の増大と個人主義的競争の激化とが相乗することで、「社会的排除」や人種と民族間の対立を強めたことに認め得る。

#### 4. 結 び

「民主政」の形態は多様であるにせよ、「国民国家」規模の集合体においては「国民（人民）主権」論を憲政の基軸原理とし、基本的には、「自由主義」と「共和主義」との複合的理念に立脚している。これは「権力」からの自由と、による「統合」という、いわば、遠心化と求心化との「矛盾

〈内〉統一」の弁証法的展開を主軸としていることを意味する。だが、「権力」の戦略論的視点からすると、価値の付与と剥奪や説得と強制を媒介とする「支配」のことであるにせよ、民主政とは「国家機構」の編成原理（制度）にとどまらず、社会生活の様態概念でもある。だから、民主政は政治・社会空間のコントロールの様態を問い続けてきたのである。統治様式が民主政の焦点となるのは、「国家」の機関が所与の「国民国家」の社会経済関係の強制の審級として凝集機能を果たしているからである。

「国家」の住民が「国民」として総体化されているにせよ、「国民」という抽象は総合と統合のための擬制概念であって、その実態は多様な社会的カテゴリーからなっている。この点で「全体論的個人主義」の概念が有意性を帯びるのは、個人という社会的実在を「全体」に包摂するのではなく、社会的諸関係の総体との関係において個人を捉えようとする理解に発しているからである。社会経済関係の機能的分化と深化を不可避とせざるを得ないとすると、「全体論的個人主義」の概念は物象化した脱人格関係の人格化を期し、自律的個人からなる「相互依存型有機的社会」像を構想するという点で積極的意味を帯び得ることになる。

「全体論的個人主義」の視圏は「社会的自由 (social freedom)」の理念と結びつかざるを得ないのは、生物学的個人像から社会を構図化するのではなく、関係論的社会観から個人と社会との相関性の認識を求めるからである。この視圏からすると、選挙民の受動的「エリート選択型民主政」論を超えるレベルで「民主政」論を構想すべきことになる。換言すれば、民主政のヴィジョンは「国民 (国家) 意思」と「市民意思」とを架橋し、「相互依存型有機的社会」像を展望することで「人民 (国民) 主権」に現実的意味を付与し得ることになる。これは、「社会的自由」を公共圏の基盤とする集合的・実験主義的営為が政治的影響力を行使するための、さらには、政治を社会に再吸収するための拠点となり得ることを意味する。とりわけ、「国家権力」の機能が行政権に集中し、議会機能が空洞化するという、あるいは、法「解釈」を媒介とする行政権の立法機能化という現代の

政治傾向や「市場原理主義的自由競争原理」の修辞による「脱民主化」の対抗軸ともなり得る。

繁く指摘されてきたように、第2次大戦後の先進資本主義諸国において一般的であった「埋め込まれた自由主義」体制が資本蓄積と福祉政策との矛盾を顕在化させるなかで階級間妥協型協調体制の“危機”意識が浮上することになった。「新自由主義」はその対応として政策化されている（「ネオ・ケインズ主義」から「ネオ・リベラリズム」への転換）。「ネオコンサーバティズム新保守主義」と「新自由主義」とを截然と区別することは困難であるのは、「保守主義」が伝統的階級型秩序観に立脚しつつも、市場経済型自由主義的秩序観と共鳴し得るからである。理念のレベルからすると、まず、「新保守主義」という言葉が先行し、その後、「新自由主義」という概念で1960年代後期から70年代の経済的矛盾の顕在化と財政危機の包括的対応策として浮上している。「新自由主義」が資本主義の保守的性格を帯びざるを得ないのは、この局面において伝統的市場原理を経済社会関係の再編論の支柱とされたからであり、そのかぎりでは「自由主義」の“権威主義”的再編策であった<sup>10)</sup>。これは、社会政策的要求の肥大化が「政治システム」への過剰“入力”を呼び、「民主政の危機」と共鳴するという個人主義的「自由主義」の修辞をもって政府の負担軽減が求められたことに認め得ることであり、この修辞によって社会諸関係における「個人」の“全体論”的契機が捨象され、個人の「自助や自己責任」が強調されることで「社会的自由」の諸条件は掣肘されることになった。

「新自由主義」は自生したわけではなく、その政策の基調が「規制緩和」・「民営化」・「市場化」に求められてきたように、公的機能の私的経営領域への転置と社会経済関係の企業家主義的精神への政治的再編策の企図に発している。こうした経済の“政治化”から政治の“経済化”の企図に

---

10) Wolfgang Streek, “Heller, Schmidt and the Euro,” *European Law Journal* 21, no.3 (May 2015): 361-2; Brian Caterino and Phillip Hansen, *Critical Theory, Democracy, and the Challenge of Neoliberalism*, University of Toronto Press, 2019: 130-33.

よって、「生活世界」の市場原理主義的「植民地化」と社会空間の「孤立化効果」が強化され、「労働市場の柔軟化」と「市場」規律主義的社会統合という「社会的自由主義」の“対抗傾向”が優位化し、労働組合の組織率の急減と社会福祉のネットワークの弱体化とその商品化が趨勢化しただけでなく、「非正規型不安定雇用階級」の著しい増加を呼ぶことにもなった。こうした新自由主義の「孤立化効果」は政治的関心の希薄化と結びついて「参加民主政」の契機を弱体化させることにもなった。だが、「社会的自由」の原理は経済レベルに留まらず「民主的生活形態」の理念でもあるだけに、新自由主義理念の“対抗イデオロギー”として「社会的基本権」の展開を期すための自治型地平に位置している。このヴィジョンからすると、「社会的存在」は所与の歴史的“現在”の諸関係において自らを再帰的に自覚するわけであるから、諸関係の所与性の日常化にとどまらず、諸「関係」を相対化することで、その改変を志向し得ることにもなる。

「発展的民主主義」論や「熟議型参加民主政」論からすると、新自由主義的市場原理主義は社会経済関係の逆行的再編策であり、「政治的自由主義」を後退させたことになる。いわゆる「右派ポピュリズム」のグローバル化は「競争国家」化のなかで社会的不安定化のモメンタムが強くなるなかで、「参加民主政」の似非形態として浮上した。これは、労働力の国際的移動が増大することで、あるいは、内乱や国際紛争のなかで難民が流入することで既得の就労形態や産業構造の変容の危機感が深まり、これをバネとして国民的アイデンティティに訴えることで「反自由貿易」主義や排外主義の性格を強くしたことがい得ることである。他方で、地球温暖化による気候変動は化石燃料に替わる再生可能な自然エネルギーの活用が必要（「グリーン・ニューディール」）のグローバルな認識を喚起した。そして、新型コロナウイルスのパンデミック化は社会経済関係のグローバル化の現実を明らかにしたのみならず、この感染症に国境がないことに鑑みても、越境規模の社会的相互依存性の深化と課題の共有と協同の必要を再

確認させることにもなった。こうした諸課題の対応の期待を現実に転化しようとする、**「平和」運動と同様に、国際機関にのみならず「国民国家」の統治機関にもその対応を迫ることが求められることにもなった。**「グローバル民主政」の理念は“長い道のり”を辿っているが、その現代的意味が改めて問われているのは、こうした歴史的課題に発している。